

障害のある方への合理的配慮ってなんだろう？

障害者差別解消法を知ろう

2024年4月より、民間事業者においても障害がある方への
「合理的配慮」の提供が義務化されました。
障害がある方との共生社会について考えてみましょう。

講師



障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律について

豊橋市虐待防止相談員/新井 在慶

「できることから始めてみましょう」
障害特性に応じたコミュニケーション

豊橋市 障害福祉課/加藤 真紀子

2026
10.13(火)
13:30~15:30
(13:00開場)

会場 豊橋市公会堂
(豊橋市八町通2丁目22)

定員 300 名

当日、来場者名簿にお名前をご記入ください

こんなお悩みありませんか

- ・ 障害のある方が窓口を訪れた場合、適切な対応方法が分からず不安
- ・ 障害のある方からの要望にどの程度対応するべきか分からず困っている
- ・ 組織内のダイバーシティ推進のために障害者差別解消法の概要を学びたい

合理的配慮の提供の義務化？

障害者差別解消法が改正され、民間事業者における「合理的配慮の提供」が「努力義務」から「法的義務」となりました。
「前例がありません。」「もし何かあったら困るから…」は断る理由になりません。
正しい対応方法・正当な理由について学び、不当な差別的取扱いとならないよう注意しましょう。

問い合わせ

主催:豊橋市 障害福祉課

TEL:0532-51-2261 FAX:0532-56-5134
Mail:shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp